

2021年7月15日  
信 金 中 央 金 庫

## 利益相反管理の概要について

信金中央金庫（以下「信金中金」と略称します。）は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、信金中金が定める規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 信金中金は、信金中金、関係会社および信用金庫代理業者（以下「信金中金等」といいます。）がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。  
なお、対象となる関係会社および信用金庫代理業者は次のとおりです。
  - (1) 関係会社  
しんきん証券(株)  
しんきんアセットマネジメント投信(株)  
信金インターナショナル(株)  
信金キャピタル(株)  
信金キャピタル(株)が出資する投資事業有限責任組合で貸金業を営むもの  
信金シンガポール(株)  
しんきん地域創生ネットワーク(株)
  - (2) 信用金庫代理業者  
全国の信用金庫
2. 信金中金は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引  
イ. 信金中金等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引  
ロ. 信金中金等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引  
ハ. 信金中金等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を利用して行う取引
  - (2) イからハのほか、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 信金中金は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - (2) 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法

- (3) 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

4. 信金中金は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、信金中金は、利益相反管理について定められた法令および信金中金が定める規程等を遵守するため、役職員を対象に教育・研修等を行います。

5. 信金中金は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以 上